

外国における個人データの取扱い・外国にある第三者への個人データの提供について

当行は、お客さまの個人データ（特定個人情報等は除きます）について、業務上必要な範囲において、外国にある第三者に提供することがあります。つきましては、個人情報保護法に基づき、提供先にかかる情報を、下記のとおりご案内いたします。

記

1. 外国における個人データの取扱い

現在、外国におけるお客さまの個人データの取扱いはございません。

2. 外国にある第三者への個人データの提供

（1）外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）対応にかかる提供

	法令等に定める項目	内 容
①	当該外国の名称	米国
②	適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報	下記 URL より、個人情報保護委員会が公開している情報をご確認ください。 https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/
③	当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報	個人データの提供先である IRS（米国内国歳入庁）は、OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する措置をすべて講じております。
④	個人データの提供先の第三者	IRS（米国内国歳入庁）
⑤	提供先の第三者における利用目的	租税の賦課徴収
⑥	第三者に提供される個人データの項目	内国歳入法、財務省規則、政府間協定、およびその他規則に基づき 求められる口座情報

（2）外国送金をはじめとした外国為替取引に伴う提供

	法令等に定める項目	内 容
①	当該外国の名称	下記個人情報保護委員会および全国銀行協会が情報を公開している国のうち、外国送金の着金国など外国為替取引の相手方所在国
②	適切かつ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に	下記 URL より、個人情報保護委員会または全国銀行協会が公開している情報をご確認ください。 <個人情報保護委員会>

	関する情報	https://www.ppc.go.jp/enforcement/infoprovision/ <全国銀行協会> https://www.zenginkyo.or.jp/article/tag-f/17491
③	当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報	上記 URL より、個人情報保護委員会または全国銀行協会が公開している情報をご確認ください。
④	個人データの提供先の第三者	外国送金をはじめとした外国為替取引の相手方の取引金融機関
⑤	提供先の第三者における利用目的	外国送金をはじめとした外国為替取引の適切な事務処理
⑥	第三者に提供される個人データの項目	お客さまの氏名・住所・口座番号など外国送金の依頼人にかかる情報など外国為替取引の適切な事務処理に必要な項目
⑦	送金の中継国等第三国の情報について	外国送金等の申込み受付時に判明しないことから、あらかじめ特定して情報提供ができません。つきましては、ご確認を希望されるお客さまには、お申込み後、個別にご案内いたしますので、お手数ですが取引店までお問い合わせください。

以 上